

新潟市立巻東中学校いじめ防止基本方針

令和8年7月策定

1 新潟市の基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

2 いじめの定義

事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
(インターネットを通じて行われるものを含む。)
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

なお、いじめが起こった場所や時間、管理下・管理外は関係なく、対応していく。

3 いじめ対応について

いじめは特定の生徒や特別な状況においてのみ起こるものではなく、どの生徒にも、どの学級・学校でも起こりうるものである。また、いじめの被害者・加害者については固定化されたものではなく、特に「暴力を伴わないいじめ」については、多くの生徒が、あるときは被害者になり、またあるときは加害者になるなど、入れ替わりながら被害も加害も経験する。

いじめが起こっているときには、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在すること多い。そこで、いじめの問題への対処や未然防止に努めるには、加害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことも必要である。

いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団全体に形成され、学校風土、ひいては社会全体としての風土となることが、いじめの未然防止につながる。

(1) いじめ未然防止のための環境整備

① 日常の関わり方

- 授業中の誤答に対する冷やかしや馬鹿にした態度を見逃さず指導する。
- 分かる授業、授業と生徒指導の一体化を意識して実践する。
- 生徒の名前は丁寧に呼ぶ。教職員も生徒同士も名前をあだ名で呼ばない。
- 「助かるよ。ありがとう。うれしい。」など、自己有用感を高める声掛けを伝える際の自分自身の表情にも配慮しながら常に行う。
- 計画的に仲間づくりや絆づくりを行う。
- 規範意識を高めるためにルールやきまりを子どもたちに分かりやすいように提示する。
- 望ましい付き合い方を意識して指導する。
- 人の気持ちを取り上げる指導を継続して行う。
- シンキングエラーに気付き、生徒に指導する。

② 教職員の密な情報共有

教職員それぞれの立場で意図的に生徒と関わり、複数の目で多角的に見て、学習面、心理面・社会面、家庭面などの状況や環境についての情報を収集し、共有する。

③ 新潟市いじめ未然防止に向けた教育プログラム

各学年において、「新潟市いじめ未然防止に向けた教育プログラム」による学級活動と道徳の授業を計画的に実施し、生徒のいじめをしない・させない・許さない力を育成する。

(2) いじめ発生時の初期対応 (○教職員の取組 ◆管理職の取組)

① いじめ情報のキャッチ

- ◆ いじめの兆候を見逃さない見守り体制の整備
- 毎月の「心の健康アンケート」の実施と即日複数チェック

② 報 告

- 管理職・学年主任・生徒指導担当へ報告
- ◆ 管理職は、校内いじめ対応ミーティングに必要な情報収集のための指示

③ 正確な実態把握

- 被害生徒、加害生徒、周りの生徒から聴き取り、時系列に記録

④ 指導体制と方針の決定

- 校内いじめ対応ミーティング又は校内いじめ対応組織の開催
- 指導方針の決定
- 役割分担

⑤ 生徒の支援・指導

- 被害生徒を全力で支援し、心配や不安を取り除く
- 加害生徒には行動理由を聴き取ったうえで内省を図り、いじめの行為に対して指導を行う

⑥ 保護者への連絡・連携

- 即日に連絡をとり、事実と具体的な方針を話す（＊高レベルは家庭訪問が基本）
- 今後の学校と保護者の連携方法を話し合う
- 被害保護者には「支援」を、加害保護者には「助言」を適切に行う

⑦ 今後の対応

- 継続的な支援（解消の目安は3か月）
- スクールカウンセラー(SC)、学校支援課スーパーサポートチーム(SST)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の活用
- 心の教育の充実
- 分かる授業の展開

(3) 校内いじめ対応ミーティングについて

① 設置目的及び構成

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。

構成メンバーは、管理職、生徒指導主事、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。これにより、組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに、最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

② 組織の役割

この組織は、学校がいじめの防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ・ いじめの状況を組織として共有する。
- ・ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・ いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・ 生徒への指導を行う。
- ・ 事案に関する記録を残す。

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有するなどして、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

4 いじめの未然防止への組織について

毎週、各学年、特別支援学級、保健室からあがる生徒指導上の情報を書面で配布し、全職員で共有し、対応していく。また、いじめの未然防止のために以下の組織を機能させていく。

(1) 校内

- ・ 学年部会（多面的生徒理解・いじめ防止情報の共有）
開催数：適宜
構成員：学年主任、学級担任、副任
- ・ 生徒指導部会（いじめ・不登校対策委員）
開催数：週 1 回【授業時のコマの中に配置】
構成員：教頭、各学年生徒指導担当教諭、特別支援担当教諭、養護教諭、生徒指導主事
- ・ 運営委員会（多面的生徒理解・いじめ防止情報の共有）
開催数：毎朝の情報共有、月 1 回程度【授業時のコマの中に配置】
構成員：校長、教頭、（学校事務）、教務主任、各学年主任、研究主任、生徒指導主事
- ・ 職員会議（多面的生徒理解・いじめ防止情報の共有）
開催数：毎朝の情報共有、月 1 回程度【放課後の時間に配置】
構成員：全職員

(2) 小・中学校の連携した取組

- ・ 巻東中学校区小中連携協議会（いじめ防止活動の共有化を図る）
開催数：年 3 回（6 月、8 月、3 月）
構成員：中学校区教職員

(3) 小中学校区地域活動（いじめ防止情報の共有化及び学校地域協働活動を含む）

- ・ 学校運営協議会
開催数：年 4 回（4 月、8 月、10 月、2 月）
構成員：校長、教頭、教務主任、地域教育コーディネーター、学校運営協議会委員
- ・ 民生児童委員懇談会
開催数：年 1 回（7 月）
構成員：校長、教頭、生徒指導主事、各地区担当民生児童委員

5 連携機関について

いじめ問題が、重大事態に発展する場合もある。必要に応じて校長、教頭と相談し、生徒指導主事が窓口になり、外部機関との連携を図る。

- ・ 主な連携機関
①西蒲区教育支援センター ②西蒲警察署 ③新潟県警察少年サポートセンター
④新潟市児童相談所 ⑤新潟市教育委員会 S S T ・ S S W 等

6 重大事態への対処

いじめの「重大事態」は、法第 28 条第 1 項において、以下のように定められている。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（おおむね 30 日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

職員はいじめの対応に当たっては、常に細心の注意を払って行動するとともに、上記の重大事態に発展しないように考慮していく。万が一上記のような事態が生じた場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和 6 年 8 月改訂版）」により、教育委員会に速やかに報告し、その指示のもと、外部機関と連携しながら組織的な調査を行い迅速に対応する。